

破砕工程でエアバッグ類未処理 による人身事故が発生しました



ご注意ください



破砕工程や指定引取場所、再資源化施設等でエアバッグ類の未処理による人身事故が発生した場合、排出業者である解体業者には、**『解体業者の再資源化実施義務等違反（法16条）』及び『業務上過失傷害等の刑事罰』が科せられる事があります。**

平素はエアバッグ類の適正処理にご尽力いただきまして、ありがとうございます。

先般、破砕業者の手選別工程にて、解体工程での未処理エアバッグ類が作動し、作業員の負傷事故が発生しました。

解体業者の皆様方におかれましては、**今一度現場の適正処理が実施されているか再徹底頂き、次工程への搬出時に未処理エアバッグ類がないか再確認頂くよう、ご協力をお願いいたします。**

自動車再資源化協力機構（自再協）

TEL: 03-5405-6150 / E-mail: info@jarp.org